

**とちぎ食の安全・安心推進会議**  
**(第19回) 議事録**

1 日 時 平成28年1月26日(火) 14:30～16:40

2 場 所 栃木県庁本館6階大会議室2

(司会)

ただいまから、第19回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日の司会進行を務めます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の八木沢と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、本日の予定を説明させていただきます。

まず、開会挨拶の後、議事に入りますが、質疑や意見交換等も含めおおむね午後4時30分の終了を予定しております。

なお、本日は、16名の委員のうち、15名の委員に御出席をいただいておりますので、「とちぎ食の安全・安心推進会議」規則第5条第2項の規定に基づき、この会議が有効に成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、栃木県保健福祉部次長兼保健福祉課長富田哲夫から御挨拶を申し上げます。

(保健福祉部次長)

第19回「とちぎ食の安全・安心推進会議」の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。委員の皆様には、御多忙のところ本会議に御出席を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、「食」につきましては、私たちの毎日の生活にとって欠かすことのできない大切なものであり、食品の安全性を確保することは、大変重要でございますけれども、昨今新聞ニュースで賑わっていますとおり、廃棄食品の転売されたことが明るみに出たことにより、食品の安全性、信頼性を揺るがす事件が起きたわけでございます。

後ほど本県における対応について説明する機会があるかと思いますが、食品の安全性・信頼性の重要性について改めて認識したところです。

本県におきましては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に基づく基本計画を策定しているところですが、次期計画について、前回7月16日の推進会議で委員の皆様方からいただいた御意見を踏まえるとともに、昨年12月9日から実施しましたパブリック・コメントの結果を参考に、とりまとめました次期計画の「案」をお示しさせていただきます。

次期計画の特徴としては、食の安全確保に向けた施策を継続的に推進することを基本としながら、より食品の安全性確保に有効な衛生管理手法であるHACCPを広く推進していくことや、食に対する安心感を醸成するため、県民への情報発信の強化などを盛り込んでおります。

特にHACCPの推進につきましては、県政の基本指針として現在策定中の、「とちぎ元気発信プラン」において、重点的取組のひとつとして位置づけることとしております。

また、併せて、来年度の「栃木県食品衛生監視指導計画案」につきましても、御説明させていただきますたく、議題としておりますので、よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、限られた時間ではありますが、それぞれのお立場から活発な御議論を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは、この後の進行については、石井会長にお願いいたします。

(石井会長)

議事に入る前に一言挨拶申し上げます。

廃棄食品の不正転売事案というショッキングなニュースがありました。食の安全、安心の根本から揺るがすものです。本県では食の安全、安心、信頼性を確保するため努力を積み重ねてきました。今回本県において該当事案はありませんでしたが、このような時期であるため、当推進会議の意義が重要視されています。委員から御支援御尽力いただき、本県の食品及び農作物に対する安全安心を更に高めていければと思います。

それでは、議題に入ります。

事務局から説明いただいた後に、御意見、御質問をお受けしたいと思います。

議題(1)「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画(3期計画)案について」から始めたいと思います。

では、事務局より説明願います。

(高橋生活衛生課食品安全推進班長)

生活衛生課食品安全推進班 班長の高橋でございます。

それでは、3期計画案について、説明をさせていただきます。

はじめに、本日提出いたしました3期計画案の経緯でございますが、前回の会議で素案をお示しし、各委員から御意見をいただきました。その後、県食品安全推進本部の検討委員会のメンバーである庁内関係課で分野別に検討を重ね、とりまとめた計画案について、昨年12月9日から1ヶ月間、パブリック・コメントを実施し、2つの消費者団体から御意見をいただきました。

今回、御説明させていただくのは、これらを踏まえた計画案でございます。お手元に用意させていただいた、資料1、資料2、資料3を御覧いただきながら、説明をしますが、2期計画から新たに追加した事業、前回の会議で委員からいただいた御意見に関するところや変更したところを中心に説明して参ります。

なお、資料1の計画案でございますが、わかりやすいように、パブリック・コメント実施時からの修正箇所につきましては、下線を引いております。資料2は、その主な修正点等。資料3は、パブリック・コメント結果と県の考え方の案をまとめたものでございます。

では、資料1の1ページを御覧ください。1番の「計画策定の趣旨」でございます。

本計画は、とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例に基づき策定しているもので、平成23年度からの2期計画により、各種施策を推進して参りましたが、より一層生産から消費に至る食品の安全性と信頼性を一貫して確保することを目指し3期計画を策定するものでございます。

2番の「計画の性格」ですが、この計画は、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」第8条に基づく計画で、栃木県重点戦略や栃木県農業振興計画など、関連計画と整合性のとれた計画になります。

3ページを御覧ください。5番の「施策の体系と展開」のイメージ図でございます。

3期計画では、基本目標1を生産から消費に至る安全と信頼の確保とし、2期計画の基本目標1～3をひとつにまとめ、より総合的に施策を進めていくことといたしましたので、基本目標1の内容を、生産から製造、加工、流通、販売を経て消費まで、一貫してHACCPの考え方を広めて衛生水準を向上させるとともに、適切な食品表示等を推進していくことで安全と信頼を確保していくことを表しております。

そのため、次の4ページには、HACCPとGAPの説明を掲載いたしました。

5ページは施策体系一覧でございます。

次に6ページから7ページを御覧ください。基本目標1の「(1)安全な農産物の生産の推進」について記載しております。

GAPの導入促進と更なる精度の向上につきましては、前回の会議やパブリック・コメントでも御意見をいただいております。6ページの現状と課題の○の3つ目に記載のとおり、本県では全国に先駆けてGAPを導入して参りました。その結果、多くの生産組織でGAPに取り組みられています。今後は、GAPの実践をより確実なものとするため、農場点検の導入により更なる精度の向上を目指し、積極的に進めて参ります。

また、放射性物質対策による安全な農産物等の生産の推進のうち、原木しいたけの生産工程管理基準に基づく栽培方法の普及に関し、前回の会議で、県が汚染されていない原木の調達をサポートしていただきたいと御意見をいただいておりますが、引き続き、県が一括調達し、出荷制限解除を進めて参ります。

7ページの指標でございますが、GAPにつきましては、更なる精度の向上を目指すことから、現計画に引き続き、「GAPの実践及び客観的な点検、すなわち農場点検を実施する組織数」を、きのこにつきましては、新たに「原木しいたけの出荷制限一部解除市町数」を掲げておりますが、具体的な目標値は、2つともまだ検討中でございます。今回お示しできなかった理由を資料2の(1)に記載しております。GAPについても、原木しいたけについても、ほかのそれぞれの計画においても、現在検討中でございますので、整合を図り、後日反映して参ります。

資料1の10ページ、11ページを御覧ください。

「(2)生産者等に対する監視指導の強化」については、引き続き実施して参りますが、11ページの指標の2つめの動物用医薬品、飼料に関する指導・検査数を修正しております。

資料2の中ほど、(2)に記載しておりますが、パブリック・コメント実施時は、基準年度の件数が469件でございました。この件数は、動物用医薬品の取扱者に対する指導・検査数と飼料の取扱者に対する指導・検査数の合計になるわけですが、「理由」のところに記載のとおり、そのうちの飼料に関する指導・検査に、BSE対策として実施した牛飼養農家に対する飼料の調査指導の約300件を含んでおりました。BSEについては、終息に向かっていることから、3期計画では牛飼養農家に対する飼料の調査指導件数を含めないで指標とすることとし、目標となる件数を減らしております。

資料1の12ページ、13ページを御覧ください。

「(3)食品営業者等による自主衛生管理の推進」になります。前回の会議やパブリック・コメントでもHACCPによる衛生管理の推進や普及啓発については御意見をいただいておりますので、こちらも積極的に進めて参ります。

13ページの施策の展開「とちぎハサップを含むハサップ等による自主衛生管理の推進」の2つ目に記載のとおり、HACCP導入支援セミナーを開催し、食品事業者が、小規模なところも含め、HACCPに取り組めるよう、支援をするとともに、とちぎハサップ認証取得の促進を図って参ります。

資料1の16、17ページを御覧ください。

「(4)食品営業者等に対する監視指導の強化」につきましては、施策の展開の3つ目に「ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実」を2期計画に加え、昨年度に立ち上げました、ノロウイルス食中毒特別警戒情報の発信などを行い、取り組んで参ります。

また、パブリック・コメントで「いわゆる健康食品に対する業者の指導徹底」の御意見がありましたので、5つ目の「いわゆる健康食品の監視指導の実施」にありますように、引き続き、インターネット監視や買い上げ検査を実施し、監視指導の強化に努めて参ります。

資料の20, 21ページを御覧ください。

「(5) 食品表示の適正化の推進」につきましては、昨年4月に施行されました新たな制度となる食品表示法などの普及啓発と指導の強化を行って参ります。パブリック・コメントでも御意見をいただいております。資料3では1ページのナンバー5, 6, 7になりますが、消費者も含めた普及啓発を図って参ります。また、新たな制度である機能性表示食品につきましても、事業者に対する指導の強化に努めて参ります。

資料1の24, 25ページを御覧ください。

「(7) 食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進」については、前回の会議で、子どもたちや若い人に学習の機会を設けたり情報発信をしてほしい、と御意見をいただいております。それにつきましては、25ページの施策の2つめ「子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進」の中で、新たに中学生も対象とし、食品の安全性に関する学習の機会を設けることとしておりますし、3つめの「地域や学校での食品の安全に関する知識習得への支援」として、栄養士や調理師の養成学校等の学生を対象とした学習会を開催するなど行い、HACCPの考え方や食品の安全性に関する知識の習得を支援して参ります。

さらに、4つめの「各種媒体を活用した食品安全情報発信の強化」として、県ホームページのみでなく、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用して情報発信するほか、前回の会議で、市町との連携についても御意見をいただいておりますが、市町や消費者団体、食品関係団体等と連携して、広く県民に対して情報提供するよう努めて参ります。

資料1の26, 27ページを御覧ください。

「(8) 消費者相談体制の充実・強化」についてですが、26ページの現状と課題の○の4つめを削除いたします。理由については、資料2の(3)で、記載していた内容が、担い手の減少、食料自給率の低迷といった農業・農村に関する事項であり、施策目標の「消費者相談体制の充実・強化」との関連性が低いためでございます。27ページの施策の展開については、引き続き、実施して参ります。

資料1の28, 29ページを御覧ください。

「(9) 食育の推進」についてですが、前回の会議で、食育について、詳しく説明をしてほしいとの意見がございました。県では、現在、農政部が中心となって、やはり平成28年度からとなる「第3期栃木県食育推進計画」を策定中でありまして、詳細な取組については、そちらで施策展開することになりますが、本計画では、食の安全・安心に関わる部分のみの掲載とさせていただきます。27ページの指標につきましては、資料2の2ページ(4)にございますとおり、食育推進計画と整合をとり、同じ指標を反映させております。併せて、基準となりましたアンケートの結果と、31ページの体制図を変更いたしました。

資料1の32, 33ページを御覧ください。

基本目標2の「環境に配慮した生産から消費に至る活動」でございますが、「(1) 環境と調和のとれた生産活動“エコ農業とちぎ”の推進」としまして、これまでの環境保全型農業に「生物多様性の維持・向上」や「地球温暖化防止」を加えた総合的な取組であるエコ農業とちぎについて、農業者や県民の理解促進を図るとともに取組を拡大し

て参ります。また、前回の会議で、有機農業を進めてほしいとの御意見をいただきましたが、33ページの「有機農業の推進」として記載し、推進して参ります。

指標につきましても、資料2の2ページ(5)に記載のとおり、次期農業振興計画案と整合を図り、同じ指標を反映させております。

資料1の34, 35ページを御覧ください。

「(2) 環境にやさしい食生活の促進」につきましては、35ページの施策の展開の1つ目の「食品ロスの削減促進」の2つ目を現計画に加えて、新たに市町とも連携しながら、食品廃棄物等の発生の抑制を図ることといたしました。

資料の36, 37ページを御覧ください。

「(3) 資源の再利用の促進」につきましては、37ページの施策の展開の内容を整理しました。「食品廃棄物等の有効利用による資源循環への取組促進」の・2つ目、「食品廃棄物等の再資源化意識の啓発」の・1つ目を現計画に追加し、市町とも連携して参ります。

資料1の42, 43ページを御覧ください。

基本目標3「県民、事業者、行政間の情報の共有と相互理解の推進、信頼関係の確立」  
「(3) リスクコミュニケーションの推進」でございます。パブリック・コメントでも御意見をいただいておりますが、43ページの施策の展開の1つ目「リスクコミュニケーションによる相互理解の推進」に記載のとおり、県政世論調査等の結果を踏まえ、県民の関心の高いテーマに取り上げるとともに、開催に当たっては、消費者団体等と協働したり、若い方が集まる保育所や幼稚園等と連携するなどして、広く県民との意見交換と相互理解の推進を図って参ります。

資料1の44, 45ページを御覧ください。

基本目標4「食の安全と信頼の確保のための体制の充実及び連携強化」の「(1) 放射性物質対策を含めた食品安全行政の総合的推進」ですが、45ページの4つ目の施策の「放射性物質に係る安全管理体制の確保」で修正点がございます。

パブリック・コメントでも、放射性物質モニタリング検査の継続を支持するという御意見をいただいております。県産農産物等のモニタリング検査や流通食品の検査は継続実施し、基準値を超過した食品の流通を防止する体制を確保いたします。

ただし、2つ目の学校給食の安全を確認するための、食材や調理済みの給食の放射性物質検査の実施は削除となります。

理由といたしましては、資料2の(6)に記載しておりますが、学校給食で使用する食材については、流通段階で安全が確保されていること、震災以降検査において基準を超える放射性物質が検出されることがないこと、及び、昨年12月末に示された平成28年度の国の方針に基づき、学校給食の放射性物質検査については震災後5年を経過する今年度をもって原則終了するという理由でございます。

なお、食材の放射性物質検査については、学校農園でとれた野菜等や流通段階に乗らない生産者から直接購入、及び不安解消の観点から要望があったものについては引き続き検査を行うこととしております。

資料3パブリック・コメントの県の考え方にも、同様に記載しております。

資料1の46, 47ページを御覧ください。

「(2) 監視指導及び検査体制の充実・強化並びに人材の育成」でございますが、47ページの施策の展開の4つ目を、食品衛生に係る指導者の育成としまして、HACCPの取組を支援するため、HACCPを指導できる人材を育成することを2期計画に追加いたしました。

資料1の50, 51ページを御覧ください。

「(4)健康危機管理体制の強化」でございますが、51ページの8行目に、一昨年の冷凍食品への農薬混入事件を受け、昨年「食品衛生法施行条例」を改正しましたので、食品営業者に対し、異物の混入等に関する消費者からの苦情であって、健康被害につながる恐れが否定できないものについての情報を報告させることとし、健康被害の拡大防止に努めることを、2期計画に追加いたしました。

説明は、以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、御意見、御質問等お願い申し上げます。

(さいとう淳一郎委員)

2つ質問があります。

1つ目は、廃棄物を再利用することについて、計画の記載があります。今回の事件は想定外といえますが、食品廃棄物の問題への対応について、廃棄物対策課と連携して実施する事業等がありますか。

2つ目は、食の安全・安心・信頼性の確保に係る事業について、平成28年度当初予算に盛り込んだ新たな事業等があれば差し支えない範囲で説明をお願いします。

(生活衛生課班長)

1つ目について、廃棄食品の不正流通事案については、国の通知を受け、廃棄物対策課、生活衛生課、くらし安全安心課が連携して対応にあたっているところです。

生活衛生課では食品関連事業者に対して、原材料の受入時の品質、鮮度、食品表示等の点検について、通知にて周知徹底を図りました。愛知県及び岐阜県から協力要請があった場合、協力するような通知がありました。生活衛生課では食品業者に対して食品衛生について指導を行うことは可能ですが、廃棄した食品に対して食品衛生の指導を行うことは困難かと思えます。全ての事業者にいえることとして、仕入れ前に食品業者が適正であるものかどうかを確認することは可能であることから、その旨保健所に監視指導を行うよう周知しました。また、関係団体に周知依頼しました。

環境省の通知を受け、廃棄物対策課では産業廃棄物事業者に対して、関係団体に対して国からの通知を送付するとともに、県内で食品廃棄物を取り扱う処理業者に対して立入検査を実施する予定です。今後とも関係機関、関係団体と連携し、食の安全、安心、信頼性の確保に努めて参ります。

2点目について、手元の資料は生活衛生課分のみですが、HACCPについて普及だけでなく、事業者に対する導入促進、指導者の育成、消費者への普及啓発といった環境づくりについて予算を考えております。

(飯島委員)

廃棄食品の不正流通事案について、防止策を3期計画に反映しなくてよいのか、という感想をもちました。廃棄物行政という点では枠外かもしれませんが、食の安全・安心が確保される点では、消費者からすると同じ枠かと思えます。

p29の食育の指標「食への感謝の気持ちを持つ」というのみが食育を判断する指標ではなく、セミナー参加者数等といった方が指標として説得力があると思えます。

(石井会長)

廃棄物対策について、廃棄物対策課から説明していただけますか。

(廃棄物対策課)

今回の廃棄食品の不正流通事案は、通常の廃棄物処理とは異なる処理によるものであ

るため、対応が難しいところですが。

廃棄処理業者は許可が必要なところですが、優良な業者を伸ばしていきたいと考えております。また、不適正な処理が行われた場合、法による処罰を行うこととします。経過につきましては、今回に限らず、廃棄する業者も適切な対応をお願いするところです。

県内の廃棄物業者に対する立入調査を行っているところですが、特に問題は見つかっていない状況です。

(生活衛生課長)

当条例には廃棄についても規定があり、先見の明があったといえます。

食品廃棄物問題については、食べ物のムダをなくす食品ロスの削減に向けた取組や、HACCPの導入に伴う原材料の受入れから製品の出荷までのリスクに応じた衛生管理も対策の一つになるのではないかと考えています。

HACCPに対応することは、入荷・仕入れからマニュアルに基づきチェックしていくことから、食品のロスを減らす一助になるかと思えます。

(猪瀬委員)

p26の食と農に関する相談対応に関する記載が削除されていますが、農家が食に対する相談をできる体制は整備されているとして理解してよろしいですか。

(経済流通課)

p27に記載されている「食と農の相談室」において一括して相談を受け付けます。

(竹内委員)

廃棄食品の流通事案について、廃棄物業者を徹底的に指導しなければいけないと思うので、この問題に対する対応を3期計画に盛り込むべきではないでしょうか。

(保健福祉部次長)

p16にある「食品営業者等に対する監視指導の強化」に、廃棄物対策の観点、流通の観点から記載できるかどうか検討します。

(石井会長)

食品廃棄物はロットごとではなく、再利用されないよう分割で廃棄させることはできないでしょうか。

(廃棄物対策課)

廃棄業者が廃棄しやすい方法で出すよう指導しているので、包装紙等を剥がして分別させる等の措置を指導することは可能であると考えます。

(上野委員)

食品廃棄物問題を受けて、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例」に罰則を規定して、予防効果を図ってはどうかでしょうか。

(生活衛生課長)

罰則規定を盛り込むのではなく、事業者への監視や指導を徹底し、予防対策につなげていきたいと考えています。

(上野委員)

p3のイメージ図については、消費者だけ衛生管理の推進の対象から外れてしまっていますが、昨年県内で発生した貝毒による食中毒のように、消費者が想定外の食べ方をして健康被害を発生する事例があることから、消費者への食へのリスクに関する情報提供は重要と考えています。

P24「食品の安全性に関する情報発信強化による理解促進」を掲げていますが、具体的な目標値はありますか。

(生活衛生課班長)

p25「小中学生を対象とした講習会の受講者数」や、p43「意見交換会の参加者数」において保育所、幼稚園等の保護者を対象とした小さなリスクコミュニケーションを実施する予定で、目標値として掲げています。

(西村委員)

p42「リスクコミュニケーションの推進」として、県政世論調査の結果として食品添加物を一番不安に思う結果が出ています。消費者としては食品添加物に対する情報発信に乏しいと考えています。きめ細やかな対応を希望します。国のホームページを活用して分かりやすい情報提供を強化して欲しいです。

P17「ノロウイルス等を原因とする食中毒予防対策の充実」に関連して、冬場の手洗いについて、水が冷たい、節約の観点から少量の水で不十分な手洗いを行い、結果ノロウイルスによる食中毒や感染症が発生しています。正しい手洗いの徹底について、実際の生活に合致した普及啓発を実施して欲しいです。

(生活衛生課班長)

食品添加物について、厚生労働省にリンクする等、県のホームページ等による情報発信については検討したいです。

なお、今年度、食品添加物をテーマにしたリスクコミュニケーションを実施し、国から講師を派遣した実績があります。

食品事業者の監視指導において、正しい手洗いができる環境が整備されているか、確認を徹底していきます。

(齋藤公則委員)

国がHACCPの義務化を検討しているとの一部報道がありますが、今後県はHACCPの推進についてどのように考えていますか。

(生活衛生課班長)

国においてオリンピック・パラリンピックに向けたHACCPの推進を図る、といっているところです。昨年度県の条例を改正し、義務ということではなく、従来の許可基準とHACCP基準を選択できる環境として位置づけしています。

昨年度業者に対して調査を行ったところですが、レベルの差が大きいようですので、支援、周知を行う予定です。とちぎハサップの取組は、HACCP導入のけん引役としての位置付けとして今後は更なる推進を図っていきます。

(羽野委員)

地域の人が農業体験を行うことで、子どもから大人まで食に対する興味がわくと考えます。また、農薬や食に対する感謝の気持ちが持てると思います。

食育の普及啓発に、自分が食べることができる正しい量を把握することを教えて欲しいです。そのことが食品ロスの対策につながると考えます。

(前田委員)

p29の食育の指標「食への感謝の気持ちを持つ」という指標について、もっと施策を評価できる指標を検討して欲しいです。

難しいと思いますが、理解度を増進することが判明できる指標を検討してもらえたらと思います。

(農政部次長)

指標について、次期食育元気プランを検討中であるため、併せて検討していきます。

(石井会長)

もう一つ議題がありますので、(2)の「平成28年度栃木県食品衛生監視指導計画」(案)について、事務局から説明をお願いします。

(生活衛生課 見目副主幹)

生活衛生課食品安全推進班食品衛生チームの見目と申します。

それでは、資料ナンバー4でございますが、「平成28年度食品衛生監視指導計画(案)」につきまして、御説明させていただきたいと思えます。

この計画の趣旨ですが、食品等の安全性を確保し、県民の健康保護を図るため、食品衛生法に基づきまして、年度ごとに策定しているものでございます。

内容につきましては、「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」と整合を図りながら、県が実施します「監視指導」や「食品検査」あるいは「自主衛生管理の推進」などにつきまして、本県の実情を踏まえて効果的に行うために、「基本的な方向性」や「重点的に実施すべき項目」等について、定めるものでございます。

計画案では、本県の食品衛生の監視指導に関わる多くの項目がありますので、ここでは、今般、新たに追加、あるいは変更した部分を中心に説明させていただきたいと思えます。

では、「主な実施項目の概要」について御説明いたします。

ノロウイルスの項目でございます。

ノロウイルスによる食中毒につきましては、冬場を中心に全国的に多発している状況や、発生した場合に患者数が多くなる傾向があることから、特にこの時期の対策が重要となります。また、今シーズンは国内におきまして新たな遺伝子型のノロウイルスGII.17が検出されており、新たな流行に対する警戒と食中毒予防対策の徹底が必要となっております。

本県におきましては、昨年は1月に1件と2月に1件、計2件のノロウイルスによる食中毒が発生しておりますが、本年に入りまして1月14日に発生しております。

ノロウイルス食中毒予防対策につきましては、平成26年10月23日に「栃木県ノロウイルス食中毒予防推進期間設置要領」を制定しまして、11月から翌3月を推進期間として、関係機関、関係団体とも連携しながら、幅広い広報活動、通知、監視指導、衛生教育等によりノロウイルス食中毒予防対策の積極的な啓発活動を行うこととしております。

この推進期間中におきまして、本県の感染症発生動向調査における感染性胃腸炎の定点医療機関当たりの報告数が「栃木県ノロウイルス食中毒推進期間設置要領」の警戒情報発信基準を超えた場合には、ノロウイルス食中毒の発生の危険性が特に高まった状況でありますことから、改めて「ノロウイルス食中毒特別警戒情報」を発信しまして、更なる注意喚起を行うこととしております。

なお、今シーズンは昨年12月18日に特別警戒情報を発信しておりまして、県ホームページの掲載や市町の広報誌を活用した広報活動のほか、関係機関、関係団体等と連携しまして、食品関係事業者に注意喚起を図っております。

次に、HACCPによる衛生管理の推進の項目についてです。

HACCPによる衛生管理は、食中毒の発生防止や食品衛生法に違反する食品等の製造等の防止など食品の安全性確保に有効な手法であることから、国においても将来的な義務化を見据え段階的な導入を図るとされ、普及促進を加速することが示されております。

栃木県では、食品衛生法に基づき、食品衛生法施行条例で食品を取り扱う営業者が遵守すべき公衆衛生上講ずべき措置の基準を定めておりますが、昨年、食品衛生法施行条例を改正し、営業者が講ずべき衛生管理の基準にHACCP方式による衛生管理を選択できる規定を追加いたしました。

これにより、営業者はHACCP導入型基準かこれまでの従来型基準による衛生管理を行わなければならないことになるわけですが、食品等事業者に対しましてHACCP導

入を広く普及するため積極的な助言、指導を行って参ります。

また、食品等事業者の自主衛生管理の実施に関する事項におきましても、HACCP導入の推進を盛り込んでおりますが、食品等事業者を対象としたHACCP導入支援セミナーを開催するなど、HACCP導入を積極的に支援するとともに、「栃木県食品自主衛生管理認証制度（とちぎハサップ）」を食品等事業者や県民に周知しまして、認証取得促進も図ることとしております。

次に、「イベントに伴い提供される食品の衛生管理」についてです。

近年、全国的にも本県におきましても各種大規模イベント等が開催されておりますが、イベントで提供された食品を原因とする食中毒の発生も依然としてみられる状況にあります。イベントで提供される食品の安全性を確保し食中毒等食品による危害発生を防止することは、イベントの成功を支えるということにも繋がるものでございます。

引き続き、県内で開催される大規模イベントに関する情報収集を行い、主催者等イベント関係者に対する監視指導の実施に努めることとします。

次に、施設立入、試験検査実施計画の主な変更点について御説明いたします。

「施設の監視計画数」につきましては、平成27年度に比べますと、食品関係施設等の減少に伴う監視計画数の若干の減となります13,290件としております。

食品の規格基準検査の計画数につきましては、前年とほぼ同数を予定しておりますが、有害汚染物質検査と放射性物質検査につきましては、県内1カ所のと畜場の休止によりまして食肉の検査計画数が前年度に比べ減少となることに伴いまして、全体の検査計画数も減となっております。

今後、本計画案の確定に向けて、軽微な文言や表現の修正等が発生する可能性がありますので、その点は御了解いただきたいと思います。

最後になりましたが、この計画案につきましては、1月末又は2月上旬頃から、広く県民の皆様から御意見を伺うためにパブリック・コメント、意見募集を実施することとしております。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、まだ御発言いただいている委員の皆様、いかがですか。

(菊池委員)

消費者の関心が高い食品添加物等について、消費者への情報提供を考えて欲しいです。

(興野委員)

T P P締結に伴い、遺伝子組換え食品や残留農薬の問題が危惧されるが、輸入食品に対する検査体制はどうなっていますか。

(生活衛生課長)

輸入食品に対する検査については、県が可能な範囲で実施していますが、国にも要望して参ります。また、リスクコミュニケーション等を活用し不安解消に努めていきます。

(糸委員)

p25の子どもの頃からの食品の安全性に関する学習推進について良いことだと思います。

今後、高校や専門学校等の学習はどのように実施する予定ですか。

(生活衛生課長)

具体的な方法については現在検討中ですが、1コマの授業をしたいと考えています。

(齋藤肇委員)

有機農業の推進について、先日秋田県において肥料の偽装表示問題がありましたが、

県農産物の影響はどうか。

(経営技術課)

県内では特に影響はありませんでした。

(石井会長)

では、時間も超過して参りましたので、最後に中村副会長さんから、まとめをお願いいたします。

(中村副会長)

廃棄食品の不正流通事案は、中間業者が多く存在し実態が把握できないため、今回の事件が沈静化しても、また同じ問題は発生することが考えられます。

原因を考えてみると、日本は食品自給率が先進国で最下位であるのに、食品廃棄物が大量に発生している状況で、日本は食品を大切にすべきなのではないでしょうか。

食品由来の廃棄物量をゼロにすることを目標にすべきであると思うが、そのような統計は出せないのも承知しているところです。

この問題は、どうしてこういう問題が発生したのかを考えることが重要であると考えます。

(石井会長)

ありがとうございました。

本日、各委員の皆様からいただきました貴重な御意見、御提言を踏まえまして、事務局におかれましては、行政として大いに反映していただければ大変ありがたいと思います。

本日は長時間にわたり熱心に御討議いただきまして本当にありがとうございました。この辺で、進行を司会の方にお返しいたします。よろしく申し上げます。

(司会)

石井会長、中村副会長、ありがとうございました。委員の皆様には、大変貴重な御意見をいただきまして、大変ありがとうございました。

ここで、次回開催日程等について御案内いたします。次の会議は7月ごろを予定しております。改めて御案内させていただきますので、委員の皆様方にはお忙しいところ恐縮でございますが、御出席のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第19回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日は、ありがとうございました。